

～法定外の労災保険の付保の要件化について～

**更別村が発注する「北海道建設部土木関係
工事積算要領」を適用するすべての工事（業務）
において、令和3年4月1日以降に契約を取り
交わす工事（業務）から法定外の労災保険（保
険の等級、特約の有無等は問わない）を付さな
ければなりません。**



○法定外の労災保険について

法定外の労災保険は、業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障がいを抱えるなど、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度です。

○事務手続について

対象工事（業務）については、設計図書（特記仕様書）に法定外の労災保険の付保について明示します。

受注者（受託者）は、法定外の労災保険の証券（写し）等を対象工事（業務）の着工（着手）前までに、工事監督員（業務担当員）へ提出してください。

※北海道建設部建設政策局建設管理課のHPを参考にしてください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/houteigairousaihoken.htm>